

静岡県地域防災計画（案）

<地震対策編第4編 地震防災応急対策>

東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）の発表により政府が準備行動の開始を決定した時（以下「注意情報発表時」という。）から警戒宣言が発令されるまでの間又は注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市町村、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

なお、注意情報は、東海地震の前兆現象の可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、県民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や災害時要援護者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、県・市町村・防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

また、地震防災応急対策については、なお、警戒宣言が発せられる時期や地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第1章 防災関係機関の活動

計画作成の主旨

注意情報発表時及び警戒宣言発令時の県、市町村及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

計画の内容

41-1 県

【注意情報発表時等】

1 防災体制の確保

注意情報が発表されたときは、知事は、別に定める静岡県地震災害警戒本部等運営要領（昭和54年11月14日施行）（以下「警戒本部等運営要領」という。）に基づき、指定した参集先に職員を参集させ、地震災害警戒本部及び支部の設置の準備並びに地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等に從事させる。

なお、東海地震観測情報が発表されたときは、必要な職員を参集させ、警戒本部等運営要領の定める情報収集態勢により、情報収集・伝達及び連絡体制を確保させる。

2 主な業務内容

注意情報発表時において実施する主な業務は、次のとおりである。

- (1) 注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、市町村や防災関係機関等との情報の共有化
- (2) 注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報
- (3) 備蓄物資・資機材等の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備
- (4) 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置
- (5) 市町村及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整
- (6) 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の準備要請及び受入れ準備
- (7) 物資等の調達協定者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請
- (8) 必要に応じて市町村等への職員派遣
- (9) 静岡県地震災害警戒本部の設置準備
- (10) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

1 県地震災害警戒本部

(1) 設置

知事は、警戒宣言が発せられたときは、静岡県地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

(2) 組織及び所掌事務

組織及び所掌事務は、「静岡県地震災害警戒本部条例(昭和54年条例第30号)」及び「~~静岡県地震災害警戒本部等運営要領(昭和54年11月14日施行)~~」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

ア 組織

警戒本部に、本部長、副本部長、本部員及び本部職員を置く。また県行政センターごとに支部(以下この編において「支部」という。)を置く。

(ア) 本部長

- ・本部長は、知事が当たる。
- ・本部長は、警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

(イ) 副本部長

- ・副本部長は、副知事、出納長及び県警察本部長が当たる。
- ・副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその代理をする。

(ウ) 総合司令室

- ・総合司令室は、本部長、副本部長、総務部長、防災局長、防災局技監、防災局次長(防災対策担当)、企画部長、健康福祉部長、土木部長及び自衛隊幹部をもって構成する。
- ・総合司令室は、本部長が主掌し、重要な地震防災応急対策について協議する。
- ・総合司令室に、総括班、対策班、情報班、広報班、支援班、動員班及び管財班を置き、本部長並びに総合司令室の事務を処理し、各部の対策の連絡調整を行う。

(エ) 本部員会議等

- ・本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- ・本部員会議は、地震防災応急対策について協議する。
- ・本部長は、県の地震防災応急対策について協議するため、部長会議を招集する。

(オ) 支部への職員の派遣

- ・本部長は、必要と認めるときは、地震防災応急対策の支援業務に従事する職員を指揮監督し、支部に派遣することができる。

(カ) 支部

- ・支部に、支部長、副支部長、その他の職員を置く。
- ・支部長は、県行政センター所長をもって充てる。
- ・支部長は、支部の事務を総括し、支部職員を指揮監督する。

(キ) 支部の総括班

- ・支部に総括班を置き、支部長の事務を処理し、各班の対策の連絡調整を行う。

(ク) 支部会議

- ・支部長は、支部の地震防災応急対策について協議するため、必要に応じて支部会議を招集する。

(ケ) 市町村への職員の派遣

- ・支部長は、必要があると認められるときは、職員を市町村へ派遣することができる。

イ 所掌事務

警戒本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。

なお、支部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、支部において処理する。

(ア) 警戒宣言、地震予知情報その他地震防災上必要な情報の収集及び伝達、市町村や防災関係機関との情報の共有

(イ) 地震防災応急対策上必要な広報

(ウ) 緊急輸送の実施又は調整

(エ) 災害発生に備えた食料、医薬品等の確保準備

(オ) 社会秩序を維持する活動

(カ) 市町村及び防災関係機関が実施する地震防災応急対策の連絡調整

(キ) 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備

2 職員動員(配備)

(1) 総合司令室の構成員は、警戒宣言発令時判定会招集時等には、直ちに総合司令室において防災業務につく。

(2) 警戒本部の各部(局、所)長、各支部長、各班長は、警戒宣言発令時判定会招集時等には直ちに所定の場所において防災業務につく。

(3) 総合司令室付職員及び支部総括班員並びに各部各班及び支部各班の職員のうち地震防災応急対策に従事する班及び

分掌事務があらかじめ定められた職員（以下「第1次地震防災応急対策要員」という。）は、警戒宣言発令時判定会招集時等には、直ちに所定の場所において防災業務につく。ただし、出張中等にあって、上記によることが困難な場合には、所属長に連絡し、指示を受ける。

- (4) 第1次地震防災応急対策要員以外の各部各班及び支部各班の職員（以下「第2次地震防災応急対策要員」という。）は、~~別に定める地震災害警戒本部等運営要領に基づき指定された参集先に参集し、判定会招集時等において、あらかじめ定められた事務所等に登庁し、登庁した事務所等を管轄する支部長の指揮の下に地震防災応急対策に当たる。~~ただし、出張中等にあって、上記によることが困難な場合には、所属長に連絡し、指示を受ける。

~~3 警戒本部開設の準備~~

~~警戒本部の開設を円滑にするため、知事が別に定める職員は、指示があったときには、直ちにあらかじめ定められた場所に参集する。~~

3-4 緊急消防援助隊の受入れの準備

災害が発生し、他都道府県から緊急消防援助隊を受け入れることになった場合に備え、消防庁及び代表消防機関との連携体制を確保し、受入体制を確保するように努めるものとする。

4 1 - 2 市町村

【注意情報発表時】

1 防災体制の確保

市町村は、注意情報が発表されたときは、必要な職員を参集して防災体制を確保し、各市町村地域防災計画において定める注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて市町村地震災害警戒本部を迅速に設置できるよう準備する。

なお、東海地震観測情報が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。

2 応急対策の内容

市町村が注意情報発表時に実施する応急対策は、県が注意情報発表時に実施する応急対策を参考に地域の実情に応じて各市町村地域防災計画において定めるものとするが、その主な内容は次のとおりである。

- (1) 注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有化
- (2) 注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報
- (3) 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備
- (4) 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置
- (5) 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整
- (6) 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請
- (7) 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保
- (8) 必要に応じて災害時要援護者等の避難のための避難地の開設
- (9) 必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備
- (10) 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携
 - ア 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。
 - イ 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請する。
 - ウ 住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。
- (11) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

3 消防、水防機関の措置

- (1) 消防本部（消防本部を設置していない場合の消防団本部を含む。）は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等。
- (2) 消防団、水防団は、団員の連絡体制の確保
- (3) 必要に応じて住民等の避難誘導

【警戒宣言発令時】

1 市町村警戒本部の設置

市町村長は、警戒宣言が発せられたときは、市町村地震災害警戒本部（以下「市町村警戒本部」という。）を設置する。

2 所掌事務

- (1) 市町村警戒本部は、概ね次の事項を実施する。
 - ア 警戒宣言、地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達
 - イ 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携
 - (ア) 警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施のため、職員の派遣等必要な事項を要請する。
 - (イ) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県・県警察本部等にそれぞれ要請する。
 - (ウ) 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。
 - ウ 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定
 - エ 消防職員、団員及び水防団の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
 - オ 消防、水防等の応急措置
 - カ 避難者等の救護
 - キ 緊急輸送の実施
 - ク 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
 - ケ 自主防災組織活動の指導、連携
 - コ その他地震防災上の措置
- (2) 消防、水防機関は、特に次の事項を実施する。
 - ア 消防本部（消防本部を設置していない場合の消防団本部を含む。）は、市町村警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり次の措置を講ずる。
 - (ア) 情報の収集と伝達
 - (イ) 消火活動、救助活動の出動体制の確立
 - (ウ) 地域住民への避難の勧告又は指示の伝達
 - (エ) 出火防止のための広報
 - イ 消防団、水防団
 - (ア) 情報の収集と伝達
 - (イ) 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立
 - (ウ) 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施
 - (エ) 水利の確保（流水の堰止め等を含む。）
 - (オ) 住民の避難誘導
 - (カ) 水防資機材の点検、配備及び確保準備
 - (キ) 警戒区域からの避難確保のパトロール
 - (ク) 救助用資機材の確保準備
 - (ケ) その他状況に応じた防災、水防活動

4 1 - 3 防災関係機関

【注意情報発表時】

防災関係機関は、注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。

防災関係機関は、注意情報発表時の応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。

- 1 注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市町村との情報の共有化
- 2 利用者に対する注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報
- 3 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施
- 4 利用者等の社会的混乱を防止する活動
- 5 県及び市町村が実施する応急対策の連絡調整
- 6 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備
- 7 その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、概ね次の措置を講ずるものとする。

1 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局
管区内各県警察の実施する警備活動の連絡調整
- (2) 総務省東海総合通信局
災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制監視
- (3) 財務省東海財務局
金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
- (4) 厚生労働省東海北陸厚生局
国立病院、国立療養所の救護班の編成及び出動の準備
- (5) 農林水産省関東農政局
 - ア 生鮮食料品及び加工食料品等の供給に関する準備（関係団体への要請を含む。）
 - イ 農林漁業関係金融機関に対する指導
 - ウ 農地、農業用施設（ダム、堤防、ため池、農道等）の管理、指導
- (6) 農林水産省関東農政局静岡農政事務所
 - ア 政府所有食糧の倉庫別在庫数量の把握
 - イ 応急食糧の緊急引渡準備及び業者指導
 - ウ 災害対策用乾パンの調達準備
- (7) 関東森林管理局東京分局
災害復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備
- (8) 経済産業省関東経済産業局
 - ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保
 - イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保
 - ウ 危険物等の保安の確保
- (9) 経済産業省中部経済産業局
電気、ガスの保安の確保
- (10) 国土交通省関東地方整備局、国土交通省中部地方整備局
 - ア 施設対策等
 - (ア) 河川管理施設等の対策等
 - (イ) 道路施設対策等
 - (ウ) 営繕施設対策等
 - (エ) 電気通信施設等対策等
 - イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理
 - ウ 他機関との協力
 - エ 広報
- (11) 国土交通省中部運輸局
 - ア 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導
 - イ 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達
 - ウ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請
 - エ 海上保安部と協力して海運事業者の応急措置の実施指導
- (12) 国土交通省東京航空局東京空港事務所
 - ア 航空機の安全確保のための航空情報の発出
 - イ 必要に応じ一般航空機の飛行規制の措置
- (13) 第三管区海上保安本部
 - ア 港内在泊船舶に対する地震予知情報の伝達
 - イ 管内各港における船舶の入港制限
 - ウ 海水浴客等に対する情報伝達
 - エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保
 - オ 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導
- (14) 東京管区气象台（静岡地方气象台）
 - ア 県知事に対する地震予知情報判定会招集の連絡及び大規模地震関連情報の通報
 - イ 地震予知情報大規模地震関連情報等の照会に対する応答と解説

ウ 異常現象に関する情報が市町村長から通報された場合、すみやかに気象庁に報告し、適切な措置を講ずること。

2 指定公共機関

- (1) 日本郵政公社東海支社
 - ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導
 - イ 郵便業務の取り扱いを一時停止する旨の広報
 - ウ 郵便為替貯金業務の取り扱いの一部を一時停止する旨の広報
 - エ 簡易保険業務の取り扱いを一時停止する旨の広報
 - オ 郵便物等の被災防止
- (2) 東海旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
 - ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
 - イ 列車の運転規制
 - ウ 旅客の避難、救護
 - エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
- (3) 西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海
 - ア 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施
 - イ 防災関係機関の非常、緊急通信の優先接続
 - ウ 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置
- (4) 日本銀行
 - ア 金融機関の手許現金保有状況の把握
 - イ 金融機関相互間における現金融通のあっせんないしは、予め寄託した銀行券の活用
 - ウ 金融機関窓口業務等の運営についての要請
- (5) 日本赤十字社静岡県支部
 - ア 医療救護班の派遣準備
 - イ 血液製剤の確保及び供給の準備
 - ウ 救護物資の配布準備
 - エ 赤十字飛行隊の派遣準備
- (6) 日本放送協会
 - ア 地震に関する情報の迅速な伝達
 - イ 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送
- (7) 日本道路公団
 - ア 警戒宣言等の伝達
 - イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
 - ウ 交通対策
 - エ 緊急点検
- (8) ~~独立行政法人水資源機構開発公団~~
 - ア 佐久間ダムから取水している時は、水源管理所操作室から直ちに遠隔操作により取水の全面停止及び現地佐久間操作室での全閉の確認
 - イ 関係機関への連絡及び情報収集
- (9) 電源開発株式会社
 - 必要に応じて、電力発電所、変電所の施設の特別巡視・点検・機器の調整、応急安全措置等の実施
- (10) 日本通運株式会社
 - 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保
- (11) 東京電力株式会社、中部電力株式会社
 - ア 支店及び発電所等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置
 - イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対し動員準備を要請
 - ウ 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進
 - エ 電気による災害の予防広報の実施
 - オ 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施
 - カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して応急出勤に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保

- (12) KDDI 株式会社
 - ア 地震予知情報の伝達
 - イ 重要な通信を確保するために必要な措置の実施

3 指定地方公共機関

- (1) 社団法人静岡県医師会、社団法人静岡県薬剤師会
医療救護活動のための救護班（医師・薬剤師等）の派遣又は派遣準備
- (2) 都市ガス会社
 - ア 需要家に対する都市ガスによる災害予防広報
 - イ 施設の点検等災害予防措置
- (3) 社団法人静岡県プロパンガス協会
 - ア 需要家に対するプロパンガスによる災害の予防の広報
 - イ 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置
- (4) 静岡県道路公社
 - ア 道路情報板等料金徴収所等における広報板による情報伝達
 - イ 交通対策規制の実施
 - ウ 災害発生後に備えた応急復旧体制の確立
- (5) 静岡鉄道株式会社、伊豆箱根鉄道株式会社、伊豆急行株式会社、岳南鉄道株式会社、大井川鉄道株式会社、遠州鉄道株式会社、天竜浜名湖鉄道株式会社
 - ア 地震予知情報、警戒宣言の伝達
 - イ 列車の運転規制
 - ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
- (6) 静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社
 - ア 報道特別番組の編成
 - イ 地震予知情報、国、県、市町村、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送
 - ウ 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送
- (7) 社団法人静岡県トラック協会、社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会
防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
- (8) 土地改良区
 - ア 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配
 - イ 緊急点検

第2章 情報活動

計画作成の主旨

注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、市町村及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

計画の内容

4.2 - 1 県

1 注意情報、警戒宣言及び地震予知情報の受理、伝達、周知

- (1) 消防庁から通知される注意情報、警戒宣言及び地震予知情報並びに気象庁（静岡地方気象台）から通知される地震予知情報等の受理は消防防災無線電話（地上回線・衛星回線）又は有線電話により、気象庁（静岡地方気象台）から通知される注意情報及び地震予知情報の受理は防災情報提供装置又は有線電話・FAX（防災行政無線電話）により、警戒本部設置前は防災局災害対策室において、警戒本部設置後は警戒本部において受理する。
- (2) 市町村及び防災関係機関に対する情報の伝達は主として県防災行政無線によって行う。伝達のルートは、あらかじめ定める「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）による。
- (3) 注意情報発表時に参集する要員及び警戒本部要員に対する伝達は、勤務時間内は庁内放送により行う。

勤務時間外及び休日等については、別に定める連絡系統図により行う職員に伝達する。

(4) 注意情報、警戒宣言及び地震予知情報等は、報道機関の協力を得て周知徹底を図る。

2 地震防災活動に関する情報の収集等及び伝達

注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ効果的に実施するため収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を「情報広報実施要領」に定める。

情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難の勧告、指示の状況
- (2) 避難の状況
- (3) 市町村及び防災関係機関の注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
- (4) 住民生活、社会・経済活動等の状況
- (5-4) 交通機関の運行及び道路交通の状況
- (6-5) ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
- (7-6) 市町村からの要請及び防災関係機関への要請

3 国の地震災害警戒本部等に対する報告

注意情報発表時から注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから警戒宣言が解除されるまで又は東海地震が発生するまでの間において、県警戒本部等から無線電話等により、次の事項について、その状況を逐次報告する。

- (1) 避難の状況
- (2) 注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

4 防災関係機関の有機的連携の推進

(1) 放送協定に基づく報道機関の情報伝達との放送協定

あらかじめ締結した放送協定による県等からの要請に基づき、日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ及び静岡エフエム放送株式会社は、県民の的確な応急対応を促すため、注意情報の発表・警戒宣言の発令・地震予知情報等、交通機関の運行状況や道路の交通規制状況等の正確・迅速な情報伝達を実施するを行うため、日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社と放送に関する協定を締結する。

(2) 県、市町村間の情報連絡の基本ルート及び情報活動の緊密化

情報の収集及び伝達は、警戒本部等と支部、支部と市町村警戒本部等各相互間のルートを基本として、警察署及び関係機関との緊密な連携のもとに行う。

注意情報が発表された時及び警戒宣言が発令された時は、情報活動の緊密化のため、警察署は支部及び市町村警戒本部等に警察官を派遣するものとし、支部も必要に応じて職員を市町村警戒本部等へ派遣する。

4 2 - 2 市町村

1 注意情報、警戒宣言及び地震予知情報等の受理、伝達、周知

(1) 県から通知される注意情報、警戒宣言、地震予知情報等の受理については、勤務時間内においては防災担当課、勤務時間外及び休日等においては、あらかじめ県に届けた部署において行うものとする。

なお、市町村警戒本部設置後においては、市町村警戒本部において受理するものとする。

(2) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン、半鐘）を用いて、地域住民等に伝達するものとする。

(3) 注意情報、地震予知情報は、同時通報用無線、有線放送、電話、広報車、自主防災組織等を通じての個別連絡により周知徹底を図るものとする。

2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。

また、消防団員、自主防災組織の構成員の中から地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたるものとする。

情報の種類の主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難の状況
- (2) 交通機関の運行及び道路交通の状況
- (3) 防災関係機関の注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
- (4) ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況
- (5) 情報の変容、流言等の状況
- (6) 住民生活、社会・経済活動等の状況
- (7-6) 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ）
- (8-7) 消防（水防）職員・団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ）
- (9-8) 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）

3 県警戒本部等に対する報告

注意情報発表時から注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、支部を通じて「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに行うものとする。

その主なものは、次のとおりである。

- (1) 避難の状況
- (2) 市町村において注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

4 2 - 3 防災関係機関

1 地震予知情報等の収集及び伝達

県から伝達される注意情報、地震予知情報等の受理については、受信方法、受領者を別に、あらかじめ県に届けるものとする。

2 地震防災活動に関する情報の収集及び伝達

- (1) 収集方法

各機関においては、注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に地震防災活動上必要な情報を自らの責任において収集するものとする。
- (2) 警戒本部への報告

「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに報告するものとする。

第3章 広報活動

計画作成の主旨

注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに県民等が的確な防災対応応急対策ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者災害弱者に配慮するものとする。

計画の内容

4 3 - 1 県

1 広報事項

県は、注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、県民等に対し、民心安定及び地震防災活動上広報すべき事項については、その文案、優先順位を「情報広報実施要領」に定め、これに基づき報道機関と事前に協定を締結し、防災関係機関との連携を密にして適切迅速な広報を行うものとする。

主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 注意情報、警戒宣言及び地震予知情報の内容と意味
- (2) 主な交通機関運行状況及び道路交通情報
- (3) 家庭において実施すべき防災対策
- (4) 自主防災組織に対する防災活動の要請

2 広報実施方法

注意情報発表時から注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等の広報及び情報の発表は、報道機関等の協力を得て一元的に行い、その方法は、ラジオ、テレビを中心として次の広報媒体によって行う。

ア ラジオ放送

NHK、SBS（静岡放送）、K・MIX（静岡エフエム放送）

イ テレビ放送

NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）

ウ その他の広報媒体

(ア) 印刷媒体

県政記者会加盟の日刊紙、その他の印刷物

(イ) その他の媒体

同時通報用無線、有線放送

3 市町村からの広報要請の処理

注意情報発表時から注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等は、市町村からの広報の要請があった場合は、報道機関等の協力を得てこれを処理するものとし、市町村の県に対する広報の要請には、広報文案を添えるものとする。

4 県民からの問い合わせ等の処理

注意情報・地震予知情報・警戒宣言等の内容や意味、公共交通機関やライフラインの状況、及び家庭内の防災対策等の問い合わせに対応するため、県民サービスセンターに窓口を設置する。

4.3.2 市町村

1 広報事項

市町村は、注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。住民に対して広報すべき事項は、~~について、~~県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。

2 広報実施方法

- (1) 同時通報用無線、有線放送、広報車等
- (2) 自主防災組織を通じての連絡
- (3) 県に対する広報の要請

4.3.3 防災関係機関

1 広報事項

防災関係機関は、注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報する予定事項は別に定める「情報広報実施要領」による。

なお、その主なものは、次のとおりである。

- (1) 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況
- (2) 注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

2 広報実施方法

広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、県及び市町村と連携を密にするものとする。

4.3.4 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

地域住民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。

- (1) 緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ
警戒宣言
- (2) ラジオ、テレビ
注意情報、警戒宣言、地震予知情報、交通機関運行状況等
- (3) 同時通報用無線、有線放送、広報車
主として市町村域内の情報、指示、指導等
- (4) 自主防災組織を通じた連絡
主として市町村からの指示、指導、救助措置等
- (5) サイレン、半鐘
警戒宣言が発せられたことの伝達

第4章 自主防災活動

計画作成の主旨

注意情報発表時から注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、県、市町村が注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各単位自主防災組織が行う対策活動を定める。

計画の内容

【注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

- 1 自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保
- 2 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認
- 3 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ
- 4 住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ
- 5 注意情報発表時に、津波・山崖崩れの危険が予想される避難対象地区内の災害時要援護者が避難を開始する場合には、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市町村や避難地の施設管理者等と十分な連携を確保。

【警戒宣言発令時】

- 1 自主防災組織本部の設営
活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。
- 2 情報の収集・伝達
 - (1) 市町村からの警戒宣言及び地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。
 - (2) 地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するように努める。
 - (3) 応急対策の実施状況について、必要に応じ市町村へ報告する。
- 3 初期消火の準備
可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。
- 4 防災用資機材等の配備・活用
防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。
- 5 家庭内対策の徹底
次の事項について、各家庭へ呼びかけ確認する。
 - (1) 家具の転倒防止
家具類の固定状況を確認する。

(2) 落下等防止物の除去

タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。

(3) 出火防止

火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。

(4) 備蓄食料・飲料水の確認

備蓄食料及び飲料水を確認する。

(5) 病院・診療所の外来診療

災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。

6 避難活動

(1) 避難行動

ア 津波、山・崖崩れ等危険予想地域の住民等に対して市町村長の避難勧告又は指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市町村に報告する。

イ 自力避難の困難な災害時要援護者災害弱者については、必要な場合には、自主防災組織において避難地まで搬送する。

ウ 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられた時に市町村長の避難の勧告・指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町村長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地まで避難する。

エ 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。

(2) 避難生活

ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。

イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。

ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市町村等と連絡を取り、その確保に努める。

7 社会秩序の維持

(1) ラジオ、テレビ、同時通報用無線等による正確な情報の伝達に努め、流言ひ語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。

(2) 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。

第5章 緊急輸送活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。

また、地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

計画の内容

45-1 県

1 緊急輸送対象の基本方針

(1) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低必要な人員、物資について行う。

(2) 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。

(3) 警戒宣言発令後相当期間が経過し、県内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ国の地震災害警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。

2 緊急輸送の対象となる人員、物資等

(1) 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材

(2) 緊急の処置を要する患者

- (3) その他
輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。
- ア 食料
 - イ 日用品等
 - ウ その他緊急に輸送を必要とするもの。

3 輸送体制の確立

- (1) 輸送の方法
- ア 陸上輸送
1次、2次、3次の緊急輸送道路により必要な輸送を行う。
 - イ 海上輸送
原則として海上輸送は行わないものとする。
 - ウ 航空輸送
県及び県警察のヘリコプターによるほか、国の地震災害警戒本部長に対し、航空輸送のための自衛隊の地震防災派遣を要請依頼するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。
- (2) 輸送手段の確保
- 次により、輸送手段の確保を図る。
- ア 県有車両の活用
 - イ 民間車両の借上げ
 - ウ 国に対する自衛隊の地震防災派遣要請の依頼
 - エ 燃料等の確保のための関係業界への協力要請

4 緊急輸送の調整

- 市町村及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは県警戒本部において調整を行う。この場合、次により調整することを原則とする。
- 第1順位 県民の生命の安全を確保するため必要な輸送
 - 第2順位 防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送
 - 第3順位 地震発生後の活動の準備のための輸送

4 5 - 2 市町村及び防災関係機関の緊急輸送

1 市町村

- (1) 市町村の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市町村が行うことを原則とする。
- (2) 市町村は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要請するものとする。
- (3) 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資については、県に準ずる。

2 防災関係機関

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

4 5 - 3 中部運輸局の緊急輸送

中部運輸局(陸上輸送に関すること)は、緊急輸送の要請を受けた場合には、静岡運輸支局及び同清水庁舎等を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能台数の確認を行い、速やかに出動できるように体制を整えさせることとする。

第6章 自衛隊の支援

計画作成の主旨

警戒宣言が発せられた場合、知事は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、国に対して自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。

計画の内容

1 国に対する要請連絡の内容

知事は、国に対し、派遣を要請する事由、派遣を希望する期間、派遣を希望する区域及びその他参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣を要請するものとする。なお、派遣要請を依頼する業務予定の事項は次のとおりである。

- (1) 航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供
- (2) 地震発生直前の現況航空写真の作成
- (3) 特定の緊急患者の移送
- (4) 防災要員等の輸送

2 自衛隊との連絡調整

- (1) 県は、各種情報を的確に把握するため、陸上自衛隊東部方面総監部と情報交換を行う。
- (2) 県は、自衛隊の地震防災派遣が実施される場合、支援活動の細部に関し、関係部隊等と連絡調整するものとする。

3 地震防災派遣部隊の受入れ

- (1) 県は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。
- (2) 支部は、管内の市町村へ自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、警戒本部及び市町村警戒本部との連絡調整を行う。

第7章 避難活動

計画作成の主旨

市町村長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、それぞれ警戒宣言が発せられたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

なお、注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、市町村や自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分調整の上、災害時要援護者等（介護者も含む）の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。

計画の内容

47-1 避難対策

1 避難対策の基本方針

- (1) 市町村が、市町村地域防災計画において明らかにした、津波の浸水及び山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難の勧告・指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。

また、注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあって、かつ当該地区の住民等のうち災害時要援護者等（介護者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。

なお、この場合、市町村は、あらかじめ自主防災組織や避難地の施設管理者等と十分調整を図り、災害時要援護者の避難を実施する地域を地域防災計画に定めておくものとする。

- (2) 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。
ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の有無を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。
- (3) 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。
- (4) 避難誘導や避難地での生活に当たっては、災害時要援護者災害弱者に配慮するものとする。
- (5) その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。

2 避難のための勧告及び指示

(1) 勧告・指示の基準

市町村長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として「避難の勧告」を行うものとし、急を要する時は、「避難の指示」を行うものとする。

(2) 勧告・指示の伝達方法

市町村長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、有線放送、広報車等により避難の勧告・指示を行うものとする。また、警察官、海上保安官に対し、避難の勧告・指示の伝達について協力を要請するものとする。

なお、市町村は、必要に応じ避難の勧告・指示に関する放送を県に依頼する。

(3) 避難に関しての周知事項

市町村（消防機関及び水防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図るとともに、注意情報が発表された時は、注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては災害時要援護者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発せられた時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。

ア 避難対象地区の地区名

イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施

ウ 避難経路及び避難先

エ 避難する時期

オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域設定対象地域

市町村は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、「大規模地震対策特別措置法」（以下この編で「法」という。）第 26 条において準用する「災害対策基本法」第 63 条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、2の(3)に準じて周知を図る。

(2) 警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法

市町村長は、警戒宣言が発せられた時は速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市町村長は、警察官、海上保安官の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。

4 避難計画の作成

避難実施等措置者は、あらかじめ市町村、自主防災組織、避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、それぞれ避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。

避難計画の策定に当たっては、災害時要援護者災害弱者の避難誘導、避難地での生活等に配慮するものとする。

5 避難状況の報告

(1) 市町村は、自主防災組織及び避難地の施設等の管理者等から直接に、又は所轄警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。

ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。

ア 避難の経過に関する報告 - 危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

(ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

(イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置

(ウ) 市町村等に対する要請事項

イ 避難の完了に関する報告 - 避難完了後、速やかに行う。

(ア) 避難地名

(イ) 避難者数

(ウ) 必要な救助・保護の内容

(I) 市町村等に対する要請事項

(2) 市町村は、避難状況について県へ報告する。

4 7 - 2 避難地の設置及び避難生活

1 基本方針

市町村は、注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

2 避難地の設置及び避難生活

(1) 避難生活者

避難地で避難生活をする者は、津波や山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。

(2) 設置場所

ア 津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。

イ 原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、災害時要援護者災害弱者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。

(3) 設置期間

警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。

なお、避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、注意情報が発表されてから注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、災害時要援護者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。

(4) 避難地の運営

ア 市町村は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。

イ 避難地には避難地の運営等を行うために必要な市町村職員を配置する。また、避難地の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ 避難地の運営に当たっては、災害時要援護者災害弱者に配慮するものとする。

エ 自主防災組織は、避難地の運営に関して市町村に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。

第 8 章 社会秩序を維持する活動

計画作成の主旨

注意情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民生の安定を図り、県民的確な防災対策を促進する。

計画の内容

1 予想される混乱

- (1) 注意情報、地震予知情報等に関する流言
- (2) 帰宅者による道路の混乱
- (3) 電話のふくそう
- (4) 避難による混乱
- (5) 自動車による道路交通の混乱
- (6) 買出し、旅行者等の混乱

2 県の実施事項

(1) 知事は、注意情報の発表や警戒宣言の発令に伴い、警察及び市町村の情報等により、各種の混乱の生ずるおそれのあると認めたととき、又は混乱が生じたときは、県民のとるべき措置について呼びかけを実施するものとする。

(2) ~~県警察本部は次の活動を行う。~~

県警察本部は、警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行う。また、注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられた時に次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。

ア 警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪

の予防取締りを行う。

なお、必要により臨時派出所を設置して防犯活動を行う。

イ 犯罪情報の収集を行う。

ウ 駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配意した警戒活動を行う。

エ 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。

オ 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し、適切な情報提供活発な広報を行う。

カ 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。

キ 放射性物質、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。

なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。

(3) 物資、物価対策

ア 注意情報発表中や警戒宣言発令中において、社会状況に応じ、警戒本部等を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。

イ 生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例（平成11年条例第35号）」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。

3 関東経済産業局が実施する物資物価対策

所管に係る生活必需品等の物資の異常な価格の高騰、買占め又は、売り惜しみに関して、これをしないよう呼びかけるとともに、関係事業者等を監視していくものとする。

第9章 交通の確保活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時の陸上交通及び海上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両、船舶又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。

また、注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

計画の内容

49-1 陸上交通の確保対策

1 運転者のとるべき措置

【注意情報発表時】

(1) 走行中の車両は、注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。

(2) 注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。

【警戒宣言発令時】

(1) 走行中の車両は次の要領により行動すること。

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のために車両を使用しないこと。

2 交通規制の方針

【注意情報発表時】

注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、

次の措置を講ずる。

- (1) 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。
- (2) 警戒宣言が発せられた時の交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。
- (3) 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急ルートを選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。

- (1) 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (2) 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。
- (3) 東名高速道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。
- (4) 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。
- (5) 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、各都道府県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

3 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、「大規模地震対策特別措置法」第 24 条の規定に基づき次の交通規制を実施し、避難路及び緊急輸送路を確保する。

(1) 県内への一般車両の流入制限

隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両(軽車両を除く。)のうち、法第 24 条に規定する緊急輸送に従事する車両(以下この編において「緊急輸送車両」という。)以外の車両を極力制限する。

この場合県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

(2) 県内における車両の走行抑制

県内における一般車両の走行は極力抑制する。

(3) 東名高速道路の流入制限

東名高速道路の各インターチェンジにおいては、緊急輸送車両以外の流入を禁止する。

(4) 広域交通規制

警察庁が指定する広域交通規制対象道路において、必要な交通規制を実施する。

ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路は、次のとおりである。

東名高速道路、国道 1 号、国道 42 号、国道 52 号

イ 必要な交通規制を行うための検問所を次のとおり設置する。

路線名	設置場所	
国道 1 号	函南町	箱根峠
	湖西市	愛知県境細谷 I C
国道 52 号	芝川町	甲駿橋
国道 42 号	湖西市	白須賀交差点
	湖西市	愛知県境長谷交差点

(5) 緊急輸送路等を確保するための措置

ア 緊急輸送路については、各流入部において緊急輸送車両又はルート内に起終点を有する車両以外(軽車両を除く。)の通行を禁止する。

イ 津波危険予想地域等へ通ずる道路については、その危険地域境界線上において緊急輸送車両以外の車両の区域の流

入を禁止する。

ウ 各市町村の指定する主要な避難路については極力車両の通行を抑制する。

4 緊急輸送車両の確認等

緊急輸送車両の確認は、法第 21 条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。これらの届出等及び確認の手続きについては、別に定める。

4 9 - 2 海上交通の確保対策

【注意情報発表時】

海上保安部、港湾管理者、漁港管理者等は、警戒宣言が発令された時に講ずる措置を円滑に実施するため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 港及び沿岸付近にある船舶及び荷役業者、漁業者等の港の利用者に対して、注意情報が発表された旨を伝達する。

(2) 利用者に対して、必要に応じて、耐震岸壁等の港湾施設の利用や、大型船舶、中型船舶の入港を差し控えるよう協力を要請する。

(3) 船舶の避難・係留など警戒宣言が発令されたときに講ずる措置が迅速かつ円滑に実施できるよう、船員の確保や荷役作業の中止準備、船舶の退避準備等の準備的措置の実施を要請する。

【警戒宣言発令時】

1 海上、港湾及び港則法の適用をうける漁港

海上保安部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外又は沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内停泊中の船舶に対して、移動を命ずる等の規制を行う。

(2) 港内又は船舶交通のふくそうが予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。

2 港則法の適用をうけない漁港

漁港の管理者は、漁業協同組合及び船舶管理者との協議に基づき、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるよう要請するものとする。

(1) 停泊中の大型・中型船舶については、港外に避難する。

(2) 避難できない船舶については、係留を完全に行う。

(3) 大型・中型船舶は、入港をさしひかえる。

第 10 章 地域への救援活動

計画作成の主旨

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護活動及び、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

なお、注意情報発表時においては、県、市町村及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

計画の内容

【注意情報発表時】

1 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。

2 必要に応じて、緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。

3 緊急物資の流通在庫の著しい減少が生じた場合又はそのおそれが生じた場合は、市町村は県に対して、また、県は国に対してそれぞれ調達又はその準備的措置を要請する。

4 必要に応じて、緊急物資集積所等の開設準備を実施する。

5 県及び市町村は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、県民に対して貯水の励行を呼

びかける。

6 県及び市町村は医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。

7 県民は、備蓄食糧・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び飲料水・生活用水の貯水に努める。

【警戒宣言発令時】

4 1 0 - 1 食料及び日用品の確保

1 調達の方針

- (1) 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。
- (2) 県又は市町村の緊急物資の供給は、前号を補充するものとし、その供給は、原則として有償とする。
- (3) 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。

2 警戒宣言発令時に県、市町村及び防災関係機関等がとる措置

(1) 県

- ア 市町村長の要請に応じ、市町村域外からの緊急物資の調達及びあっせんを行う。この場合の調達先は、原則として県と緊急物資の供給協定を締結した物資保有者とする。
- イ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を、必要に応じて確認する。
- ウ 流通在庫の減少の著しい緊急物資については、国に対し調達又はその準備措置を要請する。
- エ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、収用命令や保管命令を発する。
- オ 緊急物資集積所の開設準備を行う。

(2) 市町村

- ア 津波、山・崖崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や県外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。
- イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。
- ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。
- エ 緊急物資集積所の開設準備を行う。

(3) 防災関係機関

ア 農林水産省関東農政局静岡農政事務所

- (ア) 県の要請に基づき、米穀卸売業者に米を緊急売却する。
- (イ) 県の要請に基づき、乾パンの調達を行う。
- (ウ) その他食糧等の確保又は確保準備措置を講ずる。

イ 経済産業省関東経済産業局

県の要請に基づき、所掌に係る生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あっせん又はその準備措置を講ずる。

ウ 日本赤十字社静岡県支部

地震発生後、速やかに救援物資の配布ができるよう県トラック協会等の協力を求めて配布の準備を行う。

(4) 自主防災組織及び県民

自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検、確認等緊急物資確保のための措置を実施する。
また、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。

3 警戒宣言発令時に調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、県民がそれぞれ確保することを原則とする~~としている~~が、警戒宣言の発令期間が長期化した場合、県及び市町村は、別に定める量の調達を行うものとする。

4 1 0 - 2 飲料水の確保

県、市町村及び県民は地震発生後における飲料水を確保するため、次の事項を実施する。

1 県

- (1) 県民に対して貯水の励行を呼びかける。

- (2) 市町村が実施する飲料水対策を指導する。
- (3) 広域的な応援体制を確立する。
- (4) 水道用水供給施設については、飲料水を確保するための必要な措置を講ずる。

2 市町村

- (1) 住民に対して貯水の励行を呼びかける。
- (2) 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- (3) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- (4) 応急復旧体制の準備をする。

3 県民

- (1) 飲料水及び生活用水を可能な範囲で貯水する。
- (2) 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。

4 1 0 - 3 医療救護、保健衛生活動及び廃棄物処理の準備

県、市町村及び県民は、救急患者に対する医療救護及び地震発生後における医療救護の準備並びに廃棄物処理、防疫等の保健衛生のため次の活動を行う。

1 医療救護活動

- (1) 県
 - ア 災害拠点病院の開設準備を要請する。
 - イ 国に対して医療救護の応援の準備を要請する。
 - ウ 国に対して医薬品等の応援の準備を要請する。
- (2) 市町村
 - ア 医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
 - イ 医療救護施設の設備・資機材を配置し、又は点検するとともに、必要に応じて救護所及び仮設救護病院等を設置する。
 - ウ 要救護者の搬送準備を行う。
 - エ 住民等に対し救護所、救護病院等の周知を図る。
 - オ 市町村長があらかじめ協議して定めた医療機関は警戒宣言発令時等においても、緊急を要する患者に対して診察を行うことを住民に対して周知させる。

2 防疫及び保健衛生活動

- (1) 市町村
 - 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。
- (2) 自主防災組織
 - 自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。

3 廃棄物処理

3 - 1 し尿処理

- (1) 県
 - ア 関係機関との連絡体制等について確認する。
 - イ 応急対策等を実施するに当たり、協定を締結した民間団体等に対し、発災時の協力を要請する。
 - ウ 保健所は、市町村に対して応急対策を徹底し、地震発生後は、速やかにし尿処理施設の被害状況を保健所に連絡するよう指示する。
- (2) 市町村
 - ア 関係機関との連絡体制等について確認する。
 - イ 医療・救護施設への仮設トイレの設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。
 - ウ し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。
 - エ し尿収集車の緊急車両手続を準備する。

3 - 2 廃棄物（生活系）・がれき・残骸物処理

- (1) 県

ア 関係機関との連絡体制等について確認する。

イ 応急対策等を実施するに当たり、協定を締結した民間団体等に対し、発災時の協力を要請する。

ウ 保健所は、市町村に対して応急対策を徹底し、地震発生後は、速やかにゴミ処理施設の被害状況及びがれき・残骸物の発生見込みを保健所に連絡するよう指示する。

(2) 市町村

ア 関係機関との連絡体制等について確認する。

イ 仮集積場の確認を行う。

ウ ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。

3-3 清掃活動

(1) 県

—市町村の清掃活動の支援に必要な情報の収集を行う。

(2) 市町村

—清掃活動のための要員の確保及び資機材を準備する。

(3) 自主防災組織

—自主防災組織の清掃のための班を中心として、清掃用資機材の点検を行う。

410-4 応急復旧資材の確保

県は、地震発生後に速やかに応急復旧に要する資機材を供給できるよう、必要に応じて関係団体等へ供給可能量の確認を行うとともに、発災時の協力を要請する。

410-5 応急仮設住宅の建設

県は、応急仮設住宅の建設に関する協定に基づき、(社)プレハブ建築協会へ発災時の協力を要請する。

第11章 県有施設設備の防災措置

計画作成の主旨

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において県が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

なお、注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、県民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

計画の内容

1 無線通信施設等

無線機器管理取扱規程に定めるところより、警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施するを講ずる。

(1) 通信施設（予備電源を含む。）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。

(2) 充電式携帯無線については、完全充電を行い、その他の携帯無線機及び受信機用の乾電池を確保する。

(3) 災害現場からの映像送信及び現地本部等との通信手段を確保するために、応急用資機材の準備及び確保を行う。

(4) 保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

2 公共施設等

注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、港湾、漁港、河川、海岸、ため池、道路、砂防等、工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮し概ね次の措置を講ずるよう努める。

また、注意情報発表時には県の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、~~については~~別に定める協定に基づき、建設業協会等に対して応急復旧出動体制の確立を要請する。

【注意情報発表時】

(1) 港湾及び漁港施設等

次の施設について、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、準備的措置を実施する。また、特定の者のみが利用する施設であって、地震防災応急対策の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて注意情報発表の段階から、当該地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

ア 防潮施設等

津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、閘門、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。

イ 水面貯木場

必要に応じて、利用者に対し、施設利用に支障を来さない範囲内で、貯木の流出防止、係留柵の強化等の実施に努めるよう要請することができる。

ウ 陸上貯木場（港湾施設内）

必要に応じて、利用者に対し、施設利用に支障を来さない範囲内で、貯木の流出防止・転落防止の強化、出入口の締切り、部外者立入禁止の措置を要請することができる。

エ 岸壁等

耐震岸壁等緊急輸送に必要な岸壁については、警戒宣言発令と同時に一般使用を禁止できるよう、必要に応じて、利用者に対して、段階的又は部分的に使用範囲の縮小や中止・制限を要請することができる。

(2) 河川及び海岸保全施設

津波の危険がある地域においては、必要に応じて水門、閘門、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。

(3) ダム、ため池及び用水路

警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた放流、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。

(4) 道路

道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報表示装置等により、注意情報の発表を周知する。

また、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

(5) 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害に関する監視システムの点検や情報収集・伝達のための配備体制、県・市町村・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。

(6) 工事中の公共施設、建築物、その他

警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(7) 災害応急対策上重要な庁舎

本部（本庁）及び支部（総合庁舎）について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

(8) 水道用水供給施設及び工業用水道施設

警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

【警戒宣言発令時】

(1) 港湾及び漁港施設等

次の施設について、点検及び応急措置を講ずる。ただし、特定の者のみが利用する施設等物件については、利用者に必要な措置を要請するものとする。

ア 防潮施設等

津波の危険のある地域地区においては、水門、閘門、樋門等の閉鎖操作又は操作の準備のための配備を行う。また、水防資機材の点検、配備を行う。

イ 水面貯木場

利用者に対し、貯木の流出防止、係留索の強化等の実施に努めるよう要請する。

ウ 陸上貯木場（港湾施設内）

利用者に対し、貯木の流出防止・転落防止の強化、出入口の締切り、部外者立入禁止の措置を要請する。

エ 岸壁等

耐震岸壁等緊急輸送に必要な岸壁について、警戒宣言発令とともに一般使用を禁止する。

(2) 河川及び海岸保全施設

津波の危険のある地域においては、施設の点検に努めるとともに水門、閘門、樋門等の閉鎖操作又は操作の準備のための配備を行う。

(3) 防災ダム、ため池及び用水路

ダム、ため池及び農業用水路については、警戒宣言発令と同時に、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてダム、ため池からの放流、用水路の断水、又は減水を行うよう努めるものとする。

また、市町村長に対し、必要に応じ地域住民に対し避難の指示をするよう要請するものとする。

(4) 道路

ア 車両の走行自粛の呼びかけ及び地震予知情報等の広報をパトロールカー、道路情報表示装置、横断幕等により道路利用者に対し行う。

イ 緊急輸送路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。

ウ 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。

エ 道路パトロールに努めるとともに、災害発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。

オ 幹線避難路における障害物除去に努める。

(5) 砂防、地すべり、急傾斜地、治山等

土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・市町村・住民間の連絡体制を整える指定地等危険のおそれがある地域にあらかじめ定めた情報連絡を行い、必要に応じて警戒体制を整えるよう努める。

(6) 工事中の公共施設、建築物、その他

工事を中止・中断し、必要に応じ立入禁止、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。

(7) 災害応急対策上重要な庁舎

本部（本庁）及び支部（総合庁舎）について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。

(8) 水道用水供給施設及び工業用水道施設等

溢水等を配慮した安全水位を確保し送水を継続する。

3 コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時に概ね次の措置を実施するため、注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

(1) コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。

(2) 重要なデータから順次安全な場所に保管する。

(3) 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。

第12章 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

計画作成の主旨

注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、県民の生活に密接に関係のある防災関係機関が県民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

注意情報が発表された時は、県民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、県民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

なお、これらの応急対策の実施にあたっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

計画の内容

【注意情報発表時】

1 水道（市町村）

飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。

2 電力（東京電力株式会社、中部電力株式会社）

- (1) 電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。
- (2) 浜岡原子力発電所については、代替電力確保等必要な措置を行うとともに、電力の需給状況を勘案しながら、段階的な停止などの準備的措置を講ずる。

3 ガス（都市ガス会社）

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。

4 通信（西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海）

平常どおり一般通話を確保する。ただし、輻輳等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。

5 放送

注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。また、警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。

6 市中金融

金融機関、郵便局、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。

7 鉄道

- (1) 旅客列車は平常どおり運行を継続するが、長距離夜行列車及び貨物列車は強化地域内へ進入しない。
- (2) 旅客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の列車の運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
- (3) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法の確認、食料・飲料水の備蓄状況の確認などの準備的措置を実施する。

8 バス

- (1) 平常どおり運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
- (2) 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。
- (3) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。

9 道路

- (1) 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
- (2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

10 旅客船

- (1) 平常どおり運航を継続するものとするが、必要に応じて新たな運航を中止することができる。乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報し、また、警戒宣言発令後の運航中止等の地震防災応急対策の内容についても周知する。
- (2) 警戒宣言発令時の運航中止等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、乗客の避難方法、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

11 病院・診療所

- (1) 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。

なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。

- (2) 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。
- (3) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。
- (4) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。

1.2 百貨店・スーパー等

- (1) 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。
- (2) 営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

1 水道（市町村）

- (1) 飲料水の供給は継続する。
- (2) 地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。

2 電力（東京電力株式会社、中部電力株式会社）

- (1) 必要な電力の供給は継続する。
- (2) 地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保措置等を行う。
- (3) 浜岡原子力発電所については、電力需要の需給状況動向を勘案しながら運転を停止する。

3 ガス（都市ガス会社）

- (1) ガスの供給は、ガス使用者が支障を来さない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。
- (2) 重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。

4 通信（西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海）

- (1) あらかじめ指定された防災関係機関の非常・緊急通信を優先して接続する。このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社の緑色、オレンジ色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。また、災害用伝言ダイヤル171の開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。
- (2) 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。

5 放送

臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。また、地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。

6 市中金融

- (1) 金融機関の営業
 - ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。
 - (ア) 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。
 - (イ) 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、

店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。

(ウ) 現金自動預払機（以下「ＡＴＭ」という。）については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。

(イ) 「避難対象地区」内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びＡＴＭでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

イ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。

(ア) 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。

(イ) ＡＴＭについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。

(ウ) ＡＴＭの稼働についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。

ウ 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。

エ 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。

~~エ 発災後の円滑な業務再開に備え、店舗の整備、人員の確保のために必要な措置を講ずる。~~

オ 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。

~~カ 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えてその旨をポスター等により店頭掲示する。~~

(2) 郵政事業の運営

ア 警戒宣言が発せられた場合は、~~その時点から、郵便局における業務の取扱いを停止するものとする。~~

なお、郵便貯金等に関する事務の窓口取扱時間内に警戒宣言が発せられた場合は、預金者の緊急な資金需要にこたえるため、普通郵便局及び集配特定郵便局において郵便貯金の払戻金の払渡しの窓口取扱いを行う。

~~イ ただし、警戒宣言が為替貯金等に関する事務の窓口取扱時間内に発せられた場合は、普通郵便局及び集配特定郵便局にあってはエに規定する事務の窓口取扱いを行うものとする。~~

~~イウ 郵便貯金自動預払機等にあっては、機器の管理が可能な場合に限り、取扱いを行うものとする。~~

ウ 警戒宣言が発せられた場合は、郵便局における窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間等を局前に掲示する。

~~エ イの規定による普通郵便局及び集配特定郵便局において取り扱う事務は、預金者の緊急な資金需要にこたえるための郵便貯金の払戻金の払渡しの窓口取扱いとする。この事務は、地方郵政局長が預金者及び職員の安全並びに地域の実情に十分配慮して、あらかじめ定めた時間に取り扱うものとする。~~

~~ただし、当該事務を取り扱う郵便局の長が利用の現況等を考慮して、必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。~~

~~オ 上記アからエまでの規定により業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、遅滞なくその旨を公示するものとする。~~

エカ 警戒宣言が解除された警戒解除宣言が発せられた場合は、速やかに遅滞なく平常どおりの業務の取扱いを行うものとする。

(3) 保険会社及び証券会社の営業

ア 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。

イ 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。

ウ 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。

エ 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。

7 鉄道

(指定公共機関である鉄道)

(1) 列車の運転規制等

ア 強化地域内へ向かう列車については、新幹線は、新横浜、名古屋豊橋の各駅、東海道本線は藤沢、尾張一宮豊橋の各駅において、強化地域への進入を禁止する。

イ 強化地域内を運転中の列車は、最寄りの駅等まで安全な速度で運転し、停車する。ただし、新幹線は、名古屋・新大阪間で運行を継続する原則として最寄駅に停止させる。

また、新幹線については熱海、東海道本線については由比、清水、焼津、金谷、弁天島、新居町の各駅では列車を

停車停止させない。

(2) 旅客の避難、救護

ア 放送及び掲示等により警戒宣言の発令及び地震予知情報の内容を伝達し、係員の指示に従うよう案内する。この場合、自己の責任で行動を希望する旅客以外の旅客については、原則として、駅舎内又は列車内に残留させる。

イ 警戒宣言の発令が長時間にわたった場合又は危険が見込まれるときは、市町村の定める避難地に避難させるものとし、あらかじめ関係市町村と協議することとする。

ウ 鉄道事業者の保護下にある旅客に対しては、食事のあっせんを行う。なお、食事のあっせんが不可能となる場合の措置については、あらかじめ関係市町村と協議することとする。

エ 鉄道事業者の保護下にある旅客等に病人が発生した場合は、駅周辺の医療機関に収容することとし、あらかじめ関係医療機関と協議することとする。

(指定地方公共機関である鉄道)

(1) 列車は指定した安全区域に停車させ、乗客を避難させる。

(2) 旅客の避難、救護に関するその他の事項は指定公共機関である鉄道に準ずる。

8 バス

(1) バスには、営業所・出張所等から警戒宣言や地震予知情報が伝達される。また、市町村のサイレン・半鐘によって警戒宣言の発令を覚知する。

(2) 警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。

9 道路

(1) 強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。

(2) 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。

(3) 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。

(4) 高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。

(5) 走行車両は低速走行する。

10 旅客船

(1) 航行中の旅客船は、安全な海域に避難又は、津波の危険がなく入港を制限しない港に入港する。

(2) 航行中の旅客船であっても、河川又は湖沼に就航するもの及び夜間航行を禁止されているものにあつては、速やかに最寄りの港に着棧し乗客を下船させ必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。

(3) 着棧中の旅客船は、直ちに乗客を下船させ、必要に応じ乗客を避難誘導する。警戒宣言発令中は運航しない。

(4) 海上避難する旅客船は、数日分の食料、水を準備する。

11 飛行場（日本赤十字社静岡県支部 三保）

津波による被害が予想されるため利用しない。

ただし、津波の被害が微少の場合の航空偵察や緊急輸送に備え、滑走路は利用できるよう準備する。

1.2 病院・診療所

(1) 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

(2) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。

(3) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

1.3 百貨店・スーパー等

(1) 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であつて、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

- (2) 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。
- (3) 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第13章 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

計画作成の趣旨

大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定にあたっては次に掲げる事項に留意する。

計画の内容

<各施設・事業所に共通の事項>

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

【注意情報発表時】

注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

- 1 注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項
- 2 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項
 - ・ 注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項
 - ・ 情報収集・伝達手段の確保に関する事項
 - ・ 施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
 - ・ 施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項
 - ・ 避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項
 - ・ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認
 - ・ その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項
- 3 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること
 - ・ 注意情報の内容と意味等
 - ・ 当該施設における注意情報発表時の応急対策の内容
 - ・ 冷静な対応の実施
 - ・ 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報
 - ・ 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
 - ・ 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容
 - ・ その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報
- 4 避難対象地区内にある施設の準備的措置

避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は次のとおりとする。

- 1 警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項

2 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項

- ・地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制
- ・防災要員の参集連絡方法、参集手段等

3 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項

- ・利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項
- ・情報収集・伝達手段の確保
- ・救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項
- ・施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
- ・設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項
- ・備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項
- ・警戒宣言時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項
- ・商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項
- ・その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項

4 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること

- ・警戒宣言発令、地震予知情報の内容と意味等
- ・当該施設における地震防災応急対策の内容
- ・公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報
- ・その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報

5 避難対象地区内の施設の避難対策

避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ市町村と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

<各施設・事業所の計画において定める個別事項>

各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

1 病院・診療所

【注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【注意情報発表時】11病院・診療所に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】12病院・診療所に準ずる。

2 百貨店・スーパー等

【注意情報発表時】

- (1) 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。
- (2) 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。
- (3) 県や市町村等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。
- (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

【警戒宣言発令時】

- (1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により県民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。また、営業の継続にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。
- (2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。
- (3) 県や市町村等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。
- (4) 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。

3 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱を行なう施設

(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所)

【注意情報発表時】

警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

4 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

(大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所)

【注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【注意情報発表時】7鉄道、8バス、10旅客船に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】7鉄道、8バス、10旅客船に準ずる。

5 学校・幼稚園・保育所

県教育委員会は、公立の学校等に対し、「静岡県防災教育基本方針」及び「学校の地震防災対策マニュアル」等により、注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、県は保育所、私立の学校等に対して、この指針に準じた対策を実施するよう指導する。

学校、幼稚園、保育所(以下「学校等」という。)は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、園児、児童、生徒(以下「生徒等」という。)の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施にあたっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。

生徒等の安全確保のために必要な対策としては、概ね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や保護者への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者と十分に協議して定めるものとする。

【注意情報発表時】

生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。

(1) 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の避難誘導及び帰宅又は保護者への引渡しを実施する。

(2) 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は保護者への引渡しを実施する。

また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。

【警戒宣言発令時】

生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、帰宅や保護者への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。また、在宅中の場合は、登校・登園(所)しないものとする。

6 社会福祉施設

【注意情報発表時】

(1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあつては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については保護者等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。

(2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあつては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。
・保護者等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置

・保護者への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置

【警戒宣言発令時】

(1) 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は保護者等への引渡しを実施する。

(2) 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。

・保護者等への引渡し

・保護者への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送

7 放送事業

【注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【注意情報発表時】の5放送に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】の5放送に準ずる。

8 その他の施設又は事業

8-1 鉱山

【注意情報発表時】

警戒宣言発令時に実施する退避措置や応急的保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、応急的保安措置等の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

構内作業員に対して退避措置を実施するとともに、集積場等において必要な応急的保安措置を実施する。

8-2 貯木場

【注意情報発表時】

第11章県有施設設備の防災措置の2公共施設等の【注意情報発表時】(1)イ及びウに準ずる。

【警戒宣言発令時】

第11章県有施設設備の防災措置の2公共施設等の【警戒宣言発令時】(1)イ及びウに準ずる。

8-3 動物園

【注意情報発表時】

警戒宣言発令時に実施する応急的保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、応急的保安措置等の実施に相当の時間を要する場合は、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

危険動物の動物舎への収容その他必要な応急的保安措置を実施する。

8-4 道路

【注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【注意情報発表時】9道路に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】9道路に準ずる。

8-5 ガス事業

【注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【注意情報発表時】3ガスに準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】3ガスに準ずる。

8-6 水道事業

【注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【注意情報発表時】1水道に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】水道に準ずる。

8 - 7 電気事業

【注意情報発表時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【注意情報発表時】2電力に準ずる。

【警戒宣言発令時】

第12章防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】電力に準ずる。

8 - 8 従業員1000人以上の工場

【注意情報発表時】

警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。

なお、従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。

【警戒宣言発令時】

防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。

第14-1-3章 県が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

計画作成の主旨

県が管理し、又は運営する施設又は事業の注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

計画の内容

県が管理する施設等の注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画すべき対策の要点は次のとおりである。

【注意情報発表時】

1 各施設が共通して定める事項

- (1) 注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達
- (2) 注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立
- (3) 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置
- (4) 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検

2 施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13章の規定に準ずる。

(1) 病院

注意情報発表時の診療体制

(2) 学校

ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（保護者への引渡し方法等）

イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設は、避難者の受入方法等

(3) 社会福祉施設

入所者の移送又は家族への引渡し方法

(4) 水道用水供給施設及び工業用水道施設

警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備

【警戒宣言発令時】

1 各施設が共通して定める事項

- (1) 地震予知情報等の施設利用者等への伝達
- (2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立

- (3) 避難誘導等利用者等の安全確保措置
- (4) 消防、水防等の事前措置
- (5) 応急救護
- (6) 施設及び設備の整備及び点検
- (7) 防災訓練及び教育、広報

2 施設の特性に応じた主要な個別事項

病院、学校、社会福祉施設において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13章の規定に準ずる。

- (1) 病院
 - 警戒宣言発令時の診療体制
- (2) 学校
 - ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（児童、生徒の保護者への引渡し方法等）
 - イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されているとなる施設は、避難者についての受入方法等
- (3) 社会福祉施設
 - 入所者の移送又は家族への引渡し方法
- (4-3) 水道用水供給施設事業及び工業用水道施設事業
 - 溢水等による災害予防措置

< 第5編 災害応急対策 >

第1章 防災関係機関の活動

(略)

計画の内容

51-1 県

1 災害対策本部

(1) 設置

ア 知事は、地震災害が発生し~~＝~~気象庁が東海地震と判定したとき又は地震が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、静岡県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

(以下略)